

令和6年12月16日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

1 日 時 令和6年12月16日（月）

午前9時57分から午前11時34分まで

2 場 所 第1委員会室

- 3 事 件**
- (1) 議案第100号 宇部市支所設置条例中一部改正の件
 - (2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
 - (3) 議案第101号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
 - (4) 議案第102号 宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件
 - (5) 議案第119号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (6) 議案第120号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (7) 議案第103号 宇部市税賦課徵収条例中一部改正の件
 - (8) 議案第104号 宇部市都市計画税賦課徵収条例中一部改正の件
 - (9) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について
 - (10) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について
 - (11) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

4 出席委員（8名）

委員長	城 美 晓 君	委員	唐 津 正 一 君
委員	河 崎 運 君	委員	甲 谷 理 温 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	時 田 洋 輔 君
委員	西 村 享 平 君	委員	松 岡 伸 一 君

5 欠席委員（1名）

副委員長 青 谷 和 彦 君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第100号 宇部市支所設置条例中一部改正の件
 - (2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
- 総務部
部長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

総務課副課長 正 司 邦 雄 君

(3) 議案第101号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

(4) 議案第102号 宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

(5) 議案第119号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(6) 議案第120号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

職 員 課 長 吉 岡 徹 君

同課副課長 棟 久 直 行 君

(7) 議案第103号 宇部市税賦課徵収条例中一部改正の件

(8) 議案第104号 宇部市都市計画税賦課徵収条例中一部改正の件

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 馬 場 葉 子 君

市民税課長 吉 田 和 弘 君

同課副課長 岩 本 浩 志 君

資産税課長 西 村 昌 隆 君

同課副課長 白 川 智 子 君

(9) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

財産管理課長 羽 根 伸 宏 君

同課副課長 大 石 宗 孝 君

(10) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 中 村 淳 一 君

政策企画課長 正 司 優 子 君

同課副課長 加 藤 貴 久 君

同課係長

久保田 準一君

(11) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

総合政策部

部長

古林 学君

次長

中村 淳一君

行革推進課長

弘中 秀治君

8 事務局職員出席者

書記

高木 徹也君

—— 午前9時57分開会 ——

委員長（城美 晓君） 皆さんおはようございます。

少し早いですが、始めたいと思います。

ただいまから、総務財政委員会を開会します。

本日は、青谷副委員長から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

本日の委員会に対して、この後、傍聴の申込みがあった場合に許可をすることといたします。

また、審査中であっても、委員会への傍聴者の入退出は可能ですので、念のため申し上げます。

委員長（城美 晓君） それでは、まず、議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図られたことから、北部総合支所を市長部局と統合することで、より効果的に施策を推進できるよう組織を見直すものでございます。

内容につきましては、担当課から説明させます。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案集では3ページから4ページまでとなっておりますが、改正内容につきまして、お手元にお配りしております資料に基づいて御説明申し上げます。

合併時の平成16年に設置された楠総合支所は、旧楠町の住民へのサービス水準を低下させることがなく、重複していた業務の整理や手続等の統一化を進めることを目的に設置されました。

その後、社会情勢や行政課題への対応に応じた組織再編を繰り返しながら、令和4年度からは、現在の北部総合支所として地域の活性化に取り組んでまいりました。

令和6年11月に合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図られたことから、改めて北部総合支所の位置づけや役割を整理し、今回、市としてより効果的な組織に見直すものです。

条例改正の内容といたしましては、1つ目に、宇都市支所設置条例の一部改正として、本市が設置する支所に楠市民センターを追加。

2つ目に、北部総合支所の廃止に伴う、宇都市総合支所設置条例の廃止。

3つ目に、宇都市公告式条例の一部改正として、本市が定める公告場所について、北部総合支所、万倉出張所及び吉部出張所を楠市民センターに改めるというものです。

具体的には、北部総合支所の北部地域振興課については、北部6地域全体の魅力や可能性を掘り起こす活動を地域の関係者と共に創しながら促進しているところであり、引き続き、移住・交流人口の増加、中山間地域の振興を一体的に進めていく必要があることから、総合政策部に移管します。

なお、設置場所は、現行どおり楠総合センター内で変わりません。

次に市民生活課については、現行の7市民センターと同様の機能を有していることから、位置づけを明確にするため、楠地域、船木、万倉、吉部を所管する市民センターとして、市民環境部に移管し、名称を楠市民センターとします。

あわせて、船木、万倉、吉部ふれあいセンターについても、市民環境部に移管します。

施行日につきましては、令和7年4月1日となっております。

参考資料として、合併してからこれまでの北部総合支所の組織の変遷について載せております。説明については、以上となります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運君） 今回、名称が楠市民センターに変わるということで、万倉や吉部の方は、以前から北部総合支所で行政手続をされていたかと思いますが、船木まで行かないとできない状況なのか、あるいはコンビニとか、何らかの、確か吉部の場合は郵便局とかという手立てがあつたかと思うのですけれども、ほかにどういった行政手続の手段があるかを教えてください。

執行部 このたびの組織改編につきましては、名称が変わるというところで、業務の機能としては変わらない予定であります。

以上でございます。

委員（河崎 運君） 分かった上で聞いていたのですが、質問は、行政手続は今、どうなっているのかというところを確認したかっただけです。

執行部 現状は、万倉、吉部のふれあいセンターは、一般的な証明書の発行手続が行政手続としてとられていると思います。住民票あるいは印鑑証明とか、証明書発行業務です。この形の行政証明手続を、このまま継続させていただくようになります。

先ほど副課長が申しましたけれども、特に今回の組織改編に伴いまして、業務が縮小されるとか、そういうことはございません。

以上でございます。

委員（河崎 運君） 変わるとは思っていないので、今どういう状況かということを確認したかったのですが、ふれあいセンターにおいては、今コンビニ交付のような行政書類は出せる状況下にあるということでいいですか。

執行部 コンビニでの手続、今、本庁の1階にございます《自動発券機》（《》は5ページで訂正）ですね。こちらの機能が、今のおっしゃいました2ふれあいセンターには設置してあるということだと思います。

以上です。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治君） 私は地元だから。今、確認してもらったので間違いないと思いますけれども。今までどおり、行政サービスは一切変わらないということですね。

吉部ふれあいセンターでも、万倉ふれあいセンターでも、今言われたように、住民票、印鑑証明とか、そういうものも発行できるし、別に交付機を置いてもらっています。コンビニが近くにないということで、万倉ふれあいセンターと吉部ふれあいセンターですね。船木ふれあいセンターにはなかったですか。

執行部 すみません。

先ほど河崎委員の御答弁で、自動発券機と申しましたが、自動交付機の誤りです。申し訳ございません。自動発券機は、受付のものなので。自動交付機でございます。

それで、現状、吉部ふれあいセンターと万倉ふれあいセンターの2か所に自動交付機が設置されています。これは引き続き、継続することになっております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治君） マイナンバーカードを使えば、手数料が50円ぐらい、窓口業務より安いということですね。

それで、組織がスムーズになって、例えばいろいろな地域の移住定住促進とかそういう企画的なものが、総合政策部付けになるということですが、今まで配置をされておられた地域おこし協力隊とか、中山間地域の地域保健福祉支援チーム、この辺が地域のいろいろな手助けをするバックアップの要員なのですけれども、これはどうなりますか。

執行部 地域保健福祉支援チームや地域おこし協力隊についても、現状で今のところ変えるつも

りはございません。

以上です。

委 員（重枝 尚治 君） そうすると、所属はどうなるのですか。

執行部 今おっしゃいました、地域おこし協力隊や地域保健福祉支援チームの地域支援員につきましては、所属が総合政策部に移管になると思います。

それから、地域保健福祉支援チームの保健師は、現行どおり健康福祉部の所属になると思います。
以上でございます。

委 員（重枝 尚治 君） 所属はいいのですけれども、配置はどうなりますか。

執行部 配置は現状と変わらない配置体制、所属場所ですね。これにつきましては、配置人数等はちょっと分かりませんけれども、配置場所については変わりないと。

ただ、部の所属が、地域保健福祉支援チームの地域支援員等については、今まで北部地域振興課に所属していましたが総合政策部の所属になるということでございます。

以上でございます。

委 員（重枝 尚治 君） 配置も含めて変わらないという大きな看板の付け替えになって、それぞれの部署の専門的なところと一緒に業務を行うので、その辺がスムーズにいくという説明だと思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

執行部 北部振興等が、今まで北部総合支所の中で北部地域振興課と市民活動課が担当しておりましたけれども、今後は総合政策部あるいは市民環境部に所属するということで、横の展開が大きく広がっていき、施策をより一体化できると考えております。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 重枝委員と質問内容が重なるところもあるのですが、今後、総合政策部と市民環境部の人員とか、配置とかも変わってくると思うのですけれども、これについて内訳は、北部地域振興課と市民生活課の人員が北部地域振興課に何人残るとか。大枠は変わらないと思うのですけれども、中の組織は何に、どのように異動していくという予定とかございますか。

執行部 今、北部総合支所には所長と次長がそれぞれ1人ずついます。その下に北部地域振興課に職員が5名、市民生活課に5名、職員を配置しております。それから先ほどの地域支援員は会計年度職員7名、地域おこし協力隊が1名、健康増進課の支援チームが2名。

今、このような体制になっておりまして、先ほどの北部地域振興課5名が総合政策部へ、市民生活課5名が市民環境部へいきます。

それで、この上におそらく次長級の職員が配置になると想定しており、今まだ調整中なので確定はしておりませんが、そのように進めていきます。

以上です。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運君） 先ほど保健の話がありましたが、農林振興関係、農林整備課と農業振興課については、場所は今までどおり変わりないということでおよろしいですか。

執行部 現在のところ、変更する予定はございません。

以上でございます。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平君） 配置が変わって、ということになるのですけれども、今後の人事はその課の中で変わった形になるのですか。市役所全体の中でまた人員配置を決めていくということ、来年以降とかなのですけれども、今後はそういう考え方でよろしいですか。

執行部 定期人事異動につきましては、基本的に職員課で各課長あるいは各部長とヒアリングをしっかり行った中で、毎年必要人数等の確定をしておりますので、そのあたりの手続が変わることはございません。

ただ、必要とする課の配属人数と課の中の配置体制は、課長が配置していきますけれども、課にどういう職員を配置するかは、宇部市の場合であれば、私ども総務部でやっておりますので、その配置体制、各課の配置の人数等につきましては、従前と同じように各課長とヒアリングあるいは各部長とヒアリングをする中でしっかりと決めていく。それでその人数を配置していくということ。これは手続的に何も変わることはございません。

委員（西村 享平君） 今回、いろいろ役割的なことがあって、今後のことを見て多分こういうふうに改正されるとは思うのですけれども、改正したが、もちろん市民サービスの低下とかにならないのだろうというところが、向上だったりとかが目的だと思うのですが、それで、今は変わらないけれども、今後ちょっと人員を減らしていきますよが、心配なのですけれども。それがないというところが知りたくて。ごめんなさい。先ほどからちょっとどう質問していいのかわからなくて。

例えば、部署が変わって、総合的に人員配置も変わりませんよ。でも、来年、再来年以降は、人口とか、住んでいる地域のニーズに合わせて人員を減らしていきますよとなるのか、そうでないのか。そこがちょっと気になって、そういう質問をしました。

委員長（城美 晓君） 来年、再来年のことは、分からぬですね。答弁いただきますか。部長、お願いできますか。

執行部 今回の改正、北部総合支所の見直しにつきましては組織改編ということですけれども、所属、配置、人数それから所掌業務、これらについては何も現状と変わることがないということで、来年度につきましては、基本的には北部総合支所長の部長級の配置はなくなりますが、同じ人数の配置でいけるのではないか。

ただ、将来的にわたって、この職員の総数がどうなっていくかという課題もございますし、その

中でやはり、時々に配置人数について見直していく必要があると思うのです。だから、これがずっと未来永劫続けるかどうかは、これは分からぬところがございます。その中でしっかりと必要な行政ニーズを確認しながら、判断していくようになると思います。

以上でございます。

委員長（城美 晓君） 確認ですが、今回、削減を目的とした改正というか、組織改編ではないということでおろしいですか。

執行部 それは全くございません。

以上でございます。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 具体的な確認ですけれども、外国人登録とマイナンバーカードの発行は残りますか。

執行部 今のお話は、通常の市民センター、西岐波とか、厚南、あるいはそういう所で今行っていない業務ですか。

委員（時田 洋輔君） はい。

執行部 今、そこが総合支所という形で、一部通常の旧支所、厚南、西岐波、東岐波では取り扱っていない業務を、総合支所で行っております。

現状、そこの調整はまだ確定できておりませんが、当面、住民の皆様方の混乱を避けるという観点からも、これは継続していく必要があると思っておりますので、市民環境部と総合政策部とは調整を行っていきたいと思います。

以上でございます。

委員（時田 洋輔君） これも具体的にですが、今までアクトビレッジおののことは北部総合支所が担当でしたけれども、これはどこかの部の担当になるのですか。だから楠市民センターで担当するのではなくて、その辺は全部総合政策部が担当になるのでしょうか。

執行部 そうなります。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治君） もう1点。船木ふれあいセンター、万倉ふれあいセンター、吉部ふれあいセンターは行政サービスに関しては現行と変わりないということなのですが、市内全体を見たときに、この職員配置の関係が、やはり非正規職員なのです。正規職員がいないですよね。

その辺はこの見直しに当たってどうなりますか。この地区以外のふれあいセンターには、正規職員がいると思うのです。その辺はどうなりますか。

執行部 今、重枝委員がおっしゃいましたふれあいセンターの館長が民間登用ということで、市民環境部で非正規職員の方が配置されていたという状況でございます。

このことが、いろいろ地域とやりとりする中で、なかなか難しいところもございまして、職員を

正規化していくという動きをしております。具体的には、定年延長職員とか、再任用職員を配置していく。正規職員の館長を配置したところにつきましては、正規職員の地域支援員を引き上げるという形をとらせていただいております。

今後、今おっしゃいました楠の3ふれあいセンターにつきましても、館長は正規職員の配置を計画していくみたいと。その時に合わせて、この地域支援員についてどういう取扱いをするかは、協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第100号宇部市支所設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（2）宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第101号について御説明いたします。

議案集では5ページから6ページになりますが、改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております資料、議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

こちらにつきましては、条文の新設となります、国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る努力義務が人事院規則に規定され、令和6年4月1日に施行されたため、本市においても、勤務間インターバルの確保に関する努力義務規定を設けるものであります。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） これを設けることによって、何か具体的に変わるのですか。確認です。

執行部 以前より、勤務間インターバルについて宇都市は先行導入をしておりまして、10時間30分としておりましたが、今回の努力義務に合わせて、国が勤務間インターバルの目安を11時間と定められました。

それに伴い、職員でも議論をさせていただいて、今まで22時を一斉消灯として帰る意識を持ちながら勤務に当たっていった、業務調整をしていったところなのですが、21時30分と30分短縮してはどうかという議論をさせていただきまして、国に合わせて11時間のインターバルで21時30分に一斉消灯という取組にしております。

これをもって21時30分を一定の目安として、そこに向けての協力体制、そして勤務調整、ここで一旦区切りをつけるという意識を職員に今一度、再度強く持っていただくことで、時間外の縮減が期待できるのではないかと考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔君） 分かりました。

条例上について、今のところは勤務時間のインターバルの確保を強化することですけれども、この条例の文章は確保するよう努めなければならないという、それ以外にもやはり文章で努めなければならないというだけではなくて、今の強化もですけれども。それ以外にも、いろいろやはりきちんと調整していかないと、この条例どおりに進んでいかないと思うのですけれども。

ほかにインターバルを取るために、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃいますか。

執行部 各種通知を、定期的に行っているということもございます。

その中では、勤務間インターバル以外にも、休暇の促進に向けて、何日以上は休みを取るように調整をするとか、課内でのスケジュールをみんなでより共有をして、業務調整を図る、協力体制をとるということをもって、つなげていただきたいと随所で通知を出しております。

また、時間外が多い職場に関しては、所属長等に確認をとることもございます。あまりにも過度に、繁忙期などによって、そういうことがある場合につきましても、状況によってはこちら

から確認をして、もうちょっと業務の分担ができないのかも議論をさせていただきながら努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） これは答えられる範囲で全然構わないのですが、このインターバルが難しいというわけではないのですけれども、そういう何か特定の課、いつも残業というか残業気味な労働が長い課はありますか。

執行部 時期によるのですが、例えば先日選挙がありましたが、やはり選挙がある年では選挙課です。これは致し方ないというか、そこでの勤務間インターバルの確保が難しい中でも選挙を成立させることに特化して、各課の応援体制もとりながらやっていくことをしております。

あるいはイベントを行う課は、やはり市としてPRをしていかないといけないので、土日の出勤とか、その前の準備期間に関しましては、結構業務が過度になることがございます。

それにつきましては、逆にそこに手伝いに行った職員も含めて、所属長から声掛けをしていただいてその後にしっかりと休みを取って休養が取れるように、しっかりと取り組みながら、ちょっとその一定の時期については確保できないところがあるのですが、そのあとしっかりとケアができるように体制をとっております。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第101号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第102号について御説明させていただきます。

議案集では7ページから11ページとなりますが、改正内容につきましてはお手元の資料、議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

1点目としましては、雇用保険法の一部改正が行われたため条文における引用箇所をそれに合わせて改正するものでございます。

2点目としましては、国立大学法人法の一部改正よって条ずれ等が生じたため、条文における引用箇所をそれに合わせて改正するといった内容になっております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第102号宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の

件及び議案第120号宇都市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、議案第119号につきましては、職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

また、議案第120号につきましては、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、まず議案第119号宇都市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明をさせていただきます。

お手元の資料で、概要版をお渡ししております。そちらを御覧ください。

これは、市長等の期末手当の支給率を年間4.5月分から4.6月分に0.1月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

0.1月分の引上げ分を12月期に加算いたします。これにより、期末手当の改正後の支給率は12月期2.35月分となり、年間では4.6月分となります。

次に、令和7年度につきましては、この年間4.6月分の支給率を、6月期と12月期に均等に案分して加算をいたします。これによって6月期は2.3月分、そして12月分も2.3月分にという改正となりまして、年間の支給率は同じく4.6月分となります。

これら引上げによる年間の影響額につきましては、市長、副市長、常勤監査委員、教育長及び公営企業管理者で、約52万2,000円となります。

次に、この条文の施行日、適用日につきましては、令和6年12月期に係る改正が公布の日から施行、適用日は令和6年12月1日となります。

令和7年6月期以降の改正につきましては、令和7年4月1日からの施行適用となっております。以上が議案第119号になります。

続きまして、議案第120号に入らせていただきます。

お手元の資料、議案第120号宇都市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の概要に沿って説明いたします。

これは令和6年8月に発出された人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与その他勤務条件に関する勧告がなされ、これを受けて国において一般職の職員の給与に関する法律を一部改正する運びとなりました。

これを受けまして、本市職員の給与に関し、国準拠という基本的な考え方のもと、給料、期末勤勉手当について改正を行うものとなっております。

まずは、1番目の給料表の増額改定です。

改定率は御覧のとおりとなっておりまして、全体平均では3.0%の上昇となっております。

次に、期末勤勉手当の支給率の引上げについてとなります。

初めに、一般職について年間4.5月分から4.6月分になりました、0.1月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

期末勤勉、各0.05月分の引上げ分を12月期に加算することとなります。これによって、12月期の期末手当は1.275月分となり、改正後の期末手当の支給率は2.5月分、12月の勤勉手当は1.075月分となり、改正後の勤勉手当の支給率は2.1月分、年間では、期末勤勉手当が4.5月分から4.6月分の改正となり0.1月分の増額となります。

次に、令和7年度については、引き上げられた期末手当2.5月分、そして勤勉手当2.1月分の支給率を、先ほどと同様に6月期と12月期に按分して積み増すこととなります。これにより、期末手当は1.25月分、そして勤勉手当は1.05月分となり、年間では合わせて4.6月分となります。

続きまして、次のページの再任用職員についてですが、年間2.35月分から2.4月分となりまして、0.05月分引き上げるものとなっております。

令和6年度の表を御覧ください。

期末勤勉、各0.025月分の引上げ分を12月期に加算することとなります。これにより、12月期の期末手当は0.7125月分となり、改正後の期末手当の支給率は1.4月分。そして、勤勉手当につきましては0.5125月分となり、改正後の勤勉手当の支給率は1.0月分、年間では、期末勤勉手当が2.35月分から2.4月分の改正となります。

次に、令和7年度につきましては、引き上げられた期末手当1.4月分と勤勉手当の1.0月分の支給率を、同様に6月期と12月期に案分して積み増すこととなります。これにより、期末手当は0.7月分、勤勉手当は0.5月分となり、年間では合わせて2.4月分となります。

以上による年間の人物費の影響額、こちらにつきましては、正規・再任用職員で約1億9,000万円となります。

この条例の施行日及び適用日ですが、給料表の改定につきましては、公布の日から施行、そして令和6年4月1日からの適用となります。

期末勤勉手当の支給率の改正につきましては、令和6年12月期に係る改正が公布の日から施行となり、適用日は令和6年12月1日。

また、令和7年6月期以降の改正につきましては、令和7年4月1日からの施行適用となっています。

なお、臨時・会計年度任用職員につきましても、職員の給料表を準用していますことから、同様

の改定を行い、その影響額は約1億6,600万円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は2議案を対象にして行います。

では質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 議案第120号ですけれども、昨今の物価高騰から見ると、この号級の上昇幅では追いついていないと思うのですが。それでも人事院の勧告を準用するという基本方針を変えずに、ということですか。

本当ならもっと物価高騰、人事院が宇部市はないのでそうせざるを得ないというところは分かるのですけれども。それにしても低いのではないかなと思いますが、その辺の考え方について確認します。

執行部 御質問ありがとうございます。

時田委員がおっしゃるように、そのあたりのところも検討させていただいて、他自治体の状況等も踏まえて、また県の人事院、県がどのように対応するのかということで、地域の特性を含めて検討させていただいたところですが、今回につきましては、引き続きというか、人事院の、国の準拠という考え方で実施するという結論に至っております。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、別々です。

まず、議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第119号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第120号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第120号宇都市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第103号宇都市税賦課徴収条例中一部改正の件及び議案第104号宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件を議題とします。これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第103号宇都市税賦課徴収条例中一部改正の件及び議案第104号宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、一括して御説明させていただきます。

まず、議案第103号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものでございます。

また、議案第104号につきましても、同様に地方税法の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、お配りしております概要資料に基づいて御説明をしていこうと思います。

まず2番目の改正内容の（1）条例第56条の改正内容について、これは私立学校法の一部改正により、条例中で当法律を引用している箇所に条項ずれが生じたために所要の整備を行うものとなっております。特に内容が変わるものではございません。

なお、施行日につきましては、私立学校法の施行日に合わせて、令和7年4月1日となります。

次に改正内容の（2）附則第10条の2につきましては、次の議案第104号宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正と同様の内容であるため、併せて御説明をさせていただきます。

この条例の改正内容につきましては、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を目指す区域、いわゆるウォーカブル区域。これは、お配りしております図面を参考にしていただけたらと思います。その区域内において整備されました一定の要件を満たす固定資産について、固定資産税の土地家屋償却資産及び都市計画税を軽減するものになります。

概要資料の中の一定の要件について、簡単に御説明をしていこうと思います。これは、口頭になります。

一定の要件につきまして、大きく4つあります。

まず、ウォーカブル区域内であること。この区域設定につきましては、都市再生整備計画上で設定されるものになっています。現在、都市政策部においてこの計画を策定中で、区域設定については、令和7年4月以降となる予定です。

次に、この区域内において、人的交流や滞在空間を創出する事業を行うこととなっております。例えば、民地のオープンスペース化。イメージで言うと、芝生化をしてベンチとかテーブルを設置して、人的交流空間を作ったりといった事業になります。また、建物低層部のオープン化。これは1階部分にガラス張りのカフェとか休憩所といったものを設置する事業になります。

3番目の要件として、オープンスペースは誰でも無償で自由に交流滞在できることが要件になつております。

最後の要件としては、当事業が都市再生整備計画に位置づけられていることが要件となっております。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

説明については、以上です。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） この特例を設けることによって、どんなことを期待されていますか。

執行部 まず計画上に、中心市街地活性化による効果というものが位置づけられるようになります。この計画につきましては、ガイドラインに沿って作られるものになりますが、そのガイドラインでは、KPIやKGPIが設定されます。それも人流の観測とか、いろいろな基準が定められておりまして、それに基づいて効果が測定されるものとなります。

なお、この計画につきましては、現在、都市政策部で策定中でございますので、公表されて改めて効果等が周知されるのではないかと考えております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 抽象的なのでよく分からぬのですが。

もう一つ、この特例割合が2分の1というのは、もう幅なくこれでしかできないという指定ですか。

執行部 これは、わがまち特例ということなので、税率の設定の幅としては、3分の1から3分の2の中で国が示す参照基準が2分の1ということで、宇部市はその2分の1を採用しております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） その理由は、何ですか。

執行部 まず県内13市において、周南市はこの条例を制定していないのですけれども、宇部市

を含む12市において、まず国の参酌基準を規定しています。かつ、これはもともとわがまち特例で条例委任される場合は、法律で2分の1と定められておりましたので、まずはそれを基準にやつていこうということでございます。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 2分の1だと、こういうメリットが出てくるからとかでないと、周りを見てとか、昔そうだったからでは、何か納得できないのですけれども。求めている期待があると思うのです。

そこを踏まえて、減額した分は基準財政需要額として収入額減になって、地方交付税でという対応にはなるのですか。

執行部 委員が言われるように、これは地方交付税上の基準財政収入額、算入されるものになります。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） その部分は補填されるとしても、75%になるわけですよね。それを上回るこの2分の1にした、それで特例を作ったというところで、どういう効果、それを上回る効果があつて将来的にとか、よく分からないですけれども。そのあたりの検討はされずに、とりあえず今おっしゃったような、周りを見て、昔もそうだし、2分の1でというような設定だとちょっとまずいと思うのですが、もう1回確認したいと思います。

執行部 お答えになるかどうか分からぬのですけれども、これは都市政策部とも協議を重ねています。その上で、まず法律に基づく、もともとの2分の1を遵守してやっていこうと。その上で計画、KPIとKGPIが設定されていますので、それがある程度クリアしてきている段階で、さらに中心市街地の活性化に踏み込むタイミングで、またその税率、こういったものは考えていこうということになっております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） ウオーカブル区域ということで、議案第104号の参考資料の図を拝見したのですが、これは一応ざっくりとした図になるのですか。

執行部 ちょっとざっくりしたものではございますけれども、ほぼ確定しているもの、確定というか、まだ計画策定中なので、まだ確定とは言えませんけれども、ほぼこの区域で、考えてもらつても間違つていないと思います。

委員（西村 享平 君） 図を見ると、ざっくりと言って、ちょっと聞き方が悪かったのですけれども、その隣の家はその対象外で、隣同士でというか、道路で区切っているような感じではなくて、ある程度面積じみたものというか、そういうものでやっているのかなとは思うのですけれども。この境界というか、ウオーカブル区域の青線があると思うのですけれども。この根拠とは何か

あるのですか。

執行部 すみません。計画を総務部で策定していないもので、その根拠がなかなか説明しづらいところはあるのですけれども。都市再生整備計画に位置づけをする上で、そういったガイドラインに沿った区域指定、面積、そういった要件に沿って、この網掛けはしていると考えられますので。ちょっとガイドラインを読み解かないと、説明はしづらいところではあります。すみません。

委員（西村 享平 君） 対象エリアに市役所も一応入っている、公共施設等も含めてという認識でよろしいですか。

執行部 もちろん公共施設も含んだ区域指定になっています。

委員（西村 享平 君） その指定になっているということは、都市計画で条例もその区域内だから対象になるという認識でよろしいですか。公共施設も税の対象になっているかどうか。

執行部 公共施設はもともと課税対象ではないので、対象は民間事業者が整備されたものになります。

委員（西村 享平 君） 所有が、ということですか。

執行部 そうです。民間事業者とか、個人になります。

委員（西村 享平 君） はい。分かりました。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

執行部 委員長。すみません。

先ほどの答弁の補足でございますが、今のこの青い線の区域については、国道190号常盤通りの約650メートルの範囲を軸に、南北に位置する商店街等への歩行者動線を考慮して設定するという形の設定区域になっているようです。だから、少し民家の部分とかで境があると思うのですが、基本的には歩行者動線を考慮して、人が動けるような範囲を優先的に今、区域を出しているという形になっております。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第103号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第104号宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第104号宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（9）公共施設等個別施設計画の進捗状況について、執行部から報告があった。

（10）宇都市地方創生推進協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（11）宇都市行財政改善委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いします。

委員長（城美 晓君） 以上で、総務財政委員会を閉会します。

———— 午前11時34分閉会 ———

令和6年12月16日

総務財政委員会委員長 城 美 晓